

岩手県告示第125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年3月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社メディックヤスダ	滝沢市大釜竹鼻163番地14	すこやか薬局	滝沢市大釜竹鼻163番地14	令和6年12月1日

2 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社メディックヤスダ	滝沢市大釜竹鼻163番地14	すこやか薬局	滝沢市大釜竹鼻163番地14	令和6年12月1日